

経 済 産 業 省

20231115 貿局第1号
輸出注意事項2023第20号
輸入注意事項2023第17号
経済産業省貿易経済協力局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」等の一部を
改正する規程を次のとおり制定する。

令和5年11月24日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」等
の一部改正について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年
3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）等の一
部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和5年11月25日から施行する。

(別紙1)

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について(平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号)

改正後	現行
1～9 (略) 10 許可又は承認等の手続に関連する手続 (1) 許可又は承認等の手続に関連する手続(1(1)⑤、⑦及び⑧の特定手続等をいう。)に関する電子申請の受付事務は、当該手続が書面の提出により行われる場合に適用される通達等により受付事務を行う経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、<u>貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室</u>、貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課又は貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易検査官室が行う。 (2)～(4) (略) 11～21 (略) (以下略)	1～9 (略) 10 許可又は承認等の手続に関連する手続 (1) 許可又は承認等の手続に関連する手続(1(1)⑤、⑦及び⑧の特定手続等をいう。)に関する電子申請の受付事務は、当該手続が書面の提出により行われる場合に適用される通達等により受付事務を行う経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課又は貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易検査官室が行う。 (2)～(4) (略) 11～21 (略) (以下略)

(別紙 2)

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）

改 正 後						
別表第 1 ～ 1 9 (略)						
別表第 2 0 汎用申請様式の申請項目 (特定手続等運用通達 10 及び 19 関係)						
項 番	項 目 名	必 須 の 別	属 性	文 字 数	備 考	繰 返 回 数
1	汎用申請区分	(略)	(略)	(略)	01: 履行報告_据付報告 02: 履行報告_ストック販売状況報告 03: 履行報告_積み戻し報告 04: 履行報告_使用状況及び設置状況報告 05: 履行報告_包括報告 06: 履行報告_水銀の使用実績報告 09: 履行報告_その他 11: 漁船の履行報告書等 12: 麻薬等原材料包括輸出承認の分割交付依頼書 13: CP 新規届出 14: CP 内容変更届出／取下げ届出 15: CP/CL 受理票の記載事項変更届出 16: CL 提出(7月提出) 17: 輸出者等の名称等の公表等届出／取下げ届出 18: バーゼル移動書類届出等 19: バーゼル・廃掃法届出等 <u>20: ワシントン条約の輸出許可書等申請等 (洋上輸出関係)</u>	
2～8	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

現 行						
別表第 1 ～ 1 9 (略)						
別表第 2 0 汎用申請様式の申請項目 (特定手続等運用通達 10 及び 19 関係)						
項 番	項 目 名	必 須 の 別	属 性	文 字 数	備 考	繰 返 回 数
1	汎用申請区分	(略)	(略)	(略)	01: 履行報告_据付報告 02: 履行報告_ストック販売状況報告 03: 履行報告_積み戻し報告 04: 履行報告_使用状況及び設置状況報告 05: 履行報告_包括報告 06: 履行報告_水銀の使用実績報告 09: 履行報告_その他 11: 漁船の履行報告書等 12: 麻薬等原材料包括輸出承認の分割交付依頼書 13: CP 新規届出 14: CP 内容変更届出／取下げ届出 15: CP/CL 受理票の記載事項変更届出 16: CL 提出(7月提出) 17: 輸出者等の名称等の公表等届出／取下げ届出 18: バーゼル移動書類届出等 19: バーゼル・廃掃法届出等 (新設)	
2～8	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

別表第 2 1 ～ 2 5 (略)

(以下略)

別表第 2 1 ～ 2 5 (略)

(以下略)